

官報

号外 昭和三十七年九月二日

○第四十二回 参議院會議錄第十号

昭和三十七年九月二日(日曜日)

午後八時四十四分開議

議事日程 第十号

昭和三十七年九月二日

午前十時開議

第一 簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願(二件)

第二 高知市に通信病院設置に関する請願

第三 市道の舗装費等の財源として、地方道路税の譲与等に関する請願

第四 農事組合法人に対する税の減免措置に関する請願(二件)

第五 地下鉄工事のための損失補償額に対する課税軽減等に関する請願

第六 鹿児島県指宿市指宿塩業組合整備に関する請願

○本日の會議に付した案件

- 一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員、定春対策審議会委員、肥料審議会委員、国立近代美術館評議員会評議員、米価審議会委員、蚕糸業振興審議会委員及び畜産物価格審議会委員)
- 一、公正取引委員会委員長の任命に関する件
- 一、首都圏整備委員会委員の任命に関する件
- 一、人事官の任命に関する件
- 一、臨時司法制度調査会委員の任命に関する件
- 一、国家公安委員会委員の任命に関する件
- 一、公安審査委員会委員の任命に関する件
- 一、商品取引所審議会会長及び同審議会委員の任命に関する件
- 一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、電波監理審議会委員の任命に関する件

一、労働保険審査会委員の任命に関する件

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

一、日程第一及び第二の請願

一、日程第三乃至第六の請願

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

一、栄養士法等の一部を改正する法律案

一、医療法の一部を改正する法律案

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一、老人福祉法制定に関する請願外九十件の請願

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 永岡 光治君

社会労働委員 牛田 寛君

同 林 塩君

農林水産委員 北村 暢君

同 小平 芳平君

商工委員 奥 むめお君

通信委員 阿具根 登君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 北村 暢君

社会労働委員 小平 芳平君

同 奥 むめお君

農林水産委員 阿具根 登君

同 牛田 寛君

商工委員 林 塩君

通信委員 永岡 光治君

同日委員長から左の報告書が提出された。

大蔵委員会請願審査報告書第一号

通信委員会請願審査報告書第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とニュー・ジランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とニュー・ジランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十一年九月二日 参議院會議録第十号

會議 議事日程追加の件 国会法第三十九條但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員、充春対策審議会委員、肥料審議会委員、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員林屋龜次郎君を、米価審議会委員に本院議員白井勇君を、畜産物価格審議会委員に本院議員小倉成正君、中村寅太君、本院議員矢山有作君を任命することに御異議ございませんか。)

二五六

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日議院において採択した公有林野の整備拡充に関する請願外六十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命致したので、公安審査委員会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月三十一日任期満了による再任)

戸塚九一郎

(同)

矢部 貞治

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命致したので、電波法第九十九條の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十日任期満了による再任)

松方 三郎

同日内閣から、左記の者を畜産物価格審議会委員に任命致したので国会法

第三十九條但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 倉成 正

同 中村 寅太

参議院議員 矢山 有作

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

本日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は直ちにこれを大蔵委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の互助年金法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第三十九條但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員、

充春対策審議会委員、肥料審議会委員、国立近代美術館評議員会評議員、米価審議会委員、畜産業振興審議会委員及び畜産物価格審議会委員)を議

題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、海外移住審議会委員に衆議院議員二階堂進君、本院議員高橋衛君を、

充春対策審議会委員に衆議院議員小林進君、中野四郎君、中山第一君、本院議員高野一夫君、藤原道子君を、

肥料審議会委員に衆議院議員白濱仁吉君、本院議員北村暢君、河野謙三君を、

国立近代美術館評議員会評議員に本院議員林屋龜次郎君を、

米価審議会委員に本院議員白井勇君を、

畜産業振興審議会委員に本院議員小山邦太郎君、中田吉雄君を、

畜産物価格審議会委員に衆議院議員倉成正君、中村寅太君、本院議員矢山有

作君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。

いずれも内閣申し出のとおり、各議員がこれらの委員または評議員につくことができると議決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

公正取引委員会委員長の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十條第四項の規定により、佐藤基君を公正取引委員会委員長に任命したことについて、本院の承認を求めて参りました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

首都圏整備委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、首都圏整備法第八條第三項の規定により、金子源一郎君、工藤昭四郎君、島田孝一君、友末洋治君を首都圏整備委員会委員に任命したことについて、本院の承認を求めて参りました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

人事官の任命に関する件を議題とする

ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

昭和三十七年九月二日 参議院會議録第十号 議事日程追加の件 国會議員互助年金法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により、上山顯君を労働保険審査会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

国會議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とするこ

とに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長小沢久太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国會議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十七年九月二日

衆議院議長 重宗雄三 閣下

参議院議長 重宗雄三 閣下

国會議員互助年金法の一部を改正する法律

国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「普通退職年金の支給」を「普通退職年金の全額の支給」に、「満五十五歳」を「満五十歳」に改め、同条第三項中「満五十五歳」を「満五十歳」に改める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その権利を国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十五条第一項を次のように改める。

普通退職年金は、これを受ける者が年齢満五十歳に達する月まではその全額、満五十歳に達した月の翌月から満五十五歳に達する月

まではその十分の三に相当する金額の支給を停止する。

第十六条第一項中「五十万円」を「五十五万円」に、「八十六万円」を「九十一万円」に、「九十六万円」を「百一十万円」に、「百六十六万円」を「二百一十万円」に、「百五十万円」を「百五十五万円」に改める。

第二十三条中「百分の三」を「百分の四」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により納付すべき金額については、互助年金の支給の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、収支の均衡を保つことができるよう、必要に応じ、検討されるべきものとする。

附則第二項中「衆議院議員として在職期間」の下に「昭和十八年法律第九十八号第二項に規定する召集中であることにより衆議院議員の職を失つた者であつて、同項の規定によりその職に復したもののついては、当該召集中の期間がその者の恩給の基礎となつていない場合を除き、当該召集によりその職を失つた日の属する月の翌月からその職に復した日の属する月の前月までの期間を含む。」を加える。

附則第七項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 改正後の国會議員互助年金法第十六条の規定は、昭和三十八年七月分の普通退職年金から適用する。

3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第八項第七号の二中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

4 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)に規定する互助年金

本案施行に要する経費は、昭和三十三年度において、約百二十二万円の見込みである。(ただし、本案施

行に伴う納付金の収入増は昭和三十一年度において、約五百八十万円の見込みである。)

〔小沢久太郎君登壇、拍手〕

○小沢久太郎君 ただいま議題となりました国會議員互助年金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本改正案の内容は、

第一に、本法実施以来今日までの収支状況等にかんがみ、互助年金の納付金の率を現行の歳費月額額の百分の三から百分の四に引き上げるとともに、なお、納付金の率については、年金支給の実績及び将来の給付予想額に照らし、収支の均衡を保つことができるよう、必要に応じ検討されるべき旨の規定を設けようとするものであります。

第二に、普通退職年金につきまして、恩給法等との権衡と互助年金の特殊性等にかんがみ、いわゆる若年停止の取り扱いを緩和し、現在満五十五才まで全額停止しているのを改め、満五十才までは全額、満五十才をこえ満五十五才に達するまでは年金額の十分の三を停止することとするものであります。

第三に、最近の経済事情と恩給法改正の事情等にかんがみ、いわゆる高額所得による支給停止の最低基準所得額を現行の五十万円から五十五万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の基準所得額を引き上げることとしたしております。

第四に、互助年金を受ける権利を国民金融公庫に担保に供することができるようになしております。

第五に、戦時中召集されたことにより衆議院議員の職を退き、召集が解除された際、法律の規定によって復職した者については、召集中の期間も、それが恩給の基礎となつてゐる場合を除き、互助年金の基礎となる在職期間に通算するよう改めるものであります。

なお、この法律は、昭和三十七年十月一日から施行することになっておりますが、今回の改正のうち、高額所得による互助年金停止の基準所得額の引き上げにつきましては、昭和三十八年七月分の普通退職年金から実施することにしたしております。

以上が本法律案の内容であります。が、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一及び第二の諸題を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長伊藤道君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔伊藤道君登壇、拍手〕

○伊藤道君 ただいま議題となりました諸題四件は、いずれも願意おおむね妥協と認め、これを採択し、議院の会議に付し、かつ、内閣に送付すべきものと全会一致をもって決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸題は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸題は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三より第六までの諸題を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐野廣君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔佐野廣君登壇、拍手〕

○佐野廣君 ただいま上程せられました大蔵委員会付託の諸題につき、審査の結果を御報告申し上げます。

諸題第九号以下四件は、いずれもその願意おおむね妥協なものと認め、議

院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸題は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、これらの諸題は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回国会閉会法第九号)

法務委員会

一、会社更生法の一部を改正する法律案(参第六号)

一、労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(参第七号)

大蔵委員会

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(第四十回国会閉会法第二十一号)

社会労働委員会

一、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(参第八号)

商工委員会

一、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(参第一号)

一、百貨店法の一部を改正する法律案(参第二号)

一、商店街振興組合法の一部を改正する法律案(参第三号)

決算委員会

一、昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十五年度政府関係機関決算書

一、昭和三十五年度物品増減及び現在額計算書

一、昭和三十五年度国有財産増減及び現在額計算書

昭和三十一年九月二日 参議院會議録第十号 議事日程追加の件 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 議事日程追加の件 栄養士法等の一部を改正する法律案外二件 二六〇

一、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書 議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件 本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。 内閣委員会 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 一、国の防衛に関する調査 地方行政委員会 一、地方行政の改革に関する調査 法務委員会 一、検察及び裁判の運営等に関する調査 外務委員会 一、国際情勢等に関する調査 大蔵委員会 一、租税及び金融等に関する調査 文教委員会 一、教育、文化及び學術に関する調査 社会労働委員会 一、社会保障制度に関する調査 一、労働情勢に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産政策に関する調査	商工委員会 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査 運輸委員会 一、運輸事情等に関する調査 通信委員会 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査 建設委員会 一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査 科学技術振興対策特別委員会 一、科学技術振興対策樹立に関する調査 オリンピック準備促進特別委員会 一、オリンピック東京大会準備促進に関する調査 災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査 公職選挙法改正に関する特別委員会 一、公職選挙法改正に関する調査 エネルギー対策特別委員会 一、エネルギー対策樹立に関する調査	○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。 これより採決をいたします。 まず、国民金融公庫法の一部を改正する法律案の委員会審査を閉会中も継続することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕 ○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって国民金融公庫法の一部を改正する法律案の委員会審査を閉会中も継続することに決しました。	○議長(重宗雄三君) その他の案件につきましても、ただいま報告いたしました各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。 〔参事朗読〕 本日委員長から左の報告書が提出された。 栄養士法等の一部を改正する法律案可決報告書 医療法の一部を改正する法律案可決報告書 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 社会労働委員会諸願審査報告書第一号	○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、 栄養士法等の一部を改正する法律案(第四十回国会参議院提出) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(第四十回国会参議院提出) 社会労働委員会諸願審査報告書第一号	○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕 栄養士法等の一部を改正する法律案(第四十回国会参議院提出) 第四十回国会において貴院から送付され本院で継続審査をした右案を可決したからこれを送付する。 昭和三十一年八月二十四日 参議院議長 清瀬 一郎 参議院議長重宗雄三殿 栄養士法等の一部を改正する法律 〔栄養士法の一部改正〕 第一条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。 第一条に次の一項を加える。 この法律で管理栄養士とは、前項に規定する業務であつて複姓又は困難なものを行なう適格性を有する者として登録された栄養士をいう。	○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕 栄養士法等の一部を改正する法律案(第四十回国会参議院提出) 第四十回国会において貴院から送付され本院で継続審査をした右案を可決したからこれを送付する。 昭和三十一年八月二十四日 参議院議長 清瀬 一郎 参議院議長重宗雄三殿 栄養士法等の一部を改正する法律 〔栄養士法の一部改正〕 第一条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。 第一条に次の一項を加える。 この法律で管理栄養士とは、前項に規定する業務であつて複姓又は困難なものを行なう適格性を有する者として登録された栄養士をいう。

第五条中「栄養士の名称」の下

に(その者が管理栄養士であるときは、管理栄養士の名称を含む。)を加え、同条の次に次の四

第五条の四 管理栄養士試験は、栄養士であつて次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができない。

第五条の二 栄養士であつて次の

各号の一に該当するものは、厚生省に備える管理栄養士名簿に登録を受けて、管理栄養士になることができる。

一 厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者

二 第二条第一項第一号に規定する栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)のうち修

業年限が四年であるものであつて、学校にあつては文部

大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大

臣が、政令で定める基準により指定したものであつて管理

栄養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

第五条の三 厚生大臣は、毎年少

なくとも一回、栄養の指導に關する高度の専門的知識及び技能

について、管理栄養士試験を行なう。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許

を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設(次号に該当する養成施設を除く。)を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上

栄養の指導に従事した者

三 修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものを卒業した者

四 修業年限が四年である養成施設(第五条の二第二号に該当する養成施設を除く。)を卒業した者

第五条の五 管理栄養士が次の各号の一に該当する場合には、厚生大臣は、その登録をまつ消し

なければならない。

一 栄養士の免許を取り消されたとき。

二 死亡し、又は失その宣告を受けたとき。

第六条に次の一項を加える。

管理栄養士でなければ、管理栄養士の名称を用いてはならない。

第七条中「試験」の下に「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験」を加える。

第八条第二号中「類似する名称」の下に「(その者が管理栄養士であるときは、管理栄養士の名称を含む。)」を加える。

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「栄養士」を「管理栄養士」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(集団給食施設における栄養管理)

第九条の二 特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設(以下集団給食施設という。)

(「集団給食施設」に改める。)

第十三条第一項中「及び栄養士試験」を「並びに栄養士試験及び管理栄養士試験」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律のうち第一条並びに附則第二項から第四項まで及び第六項の規定は昭和三十一年四月一日から、第二条及び附則第五項の規定は昭和三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定の施行の際現に次の各号の一に該当する者が、栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえたときは、その者に対する改正後の栄養士法第五条の三に規定する管理栄養士試験は、当分の間、その科目の一部を免除して行なう。

一 栄養士の免許を受けている者

二 栄養士の免許を受ける資格を有する者

三 栄養士法第二条第一項第一号に規定する養成施設において修業中の者

3 第一条の規定の施行の際栄養士法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に規定する者であつて栄養士の実務の見習中のもの又は中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認め

た者であつて栄養士の実務の見習中のものが、昭和四十三年三月三十

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

一日までの間に榮養士の免許を受けた後、厚生省令で定める施設において榮養の指導に従事する期間が五年をこえるに至つたときも、前項と同様とする。

(管理榮養士の登録の特例)

4 附則第二項又は前項の規定に該当する者のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準により、その者が榮養の指導に従事した施設及び当該指導業務の内容を検討して附則第二項又は前項の規定により行なう試験を免除すべきものと認めた者は、改正後の榮養士法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理榮養士名簿に登録を受けて管理榮養士になることができる。

(榮養指導員の経過措置)

5 改正前の榮養改善法第九条第三項の規定により任命された榮養指導員である者は、改正後の同項の規定にかかわらず、その地位を失わない。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二十一号中「榮養士試

験」の下に「及び管理榮養士試験」を加える。

第二十九条第一項の表中「及び榮養士試験」を「並びに榮養士試験及び管理榮養士試験」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

医療法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十七年八月二十四日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

医療法の一部を改正する法律

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国及び地方公共団体は、病院又は診療所が不足している地域について、計画的に病院又は診療所を整備するように努めなければならない。

第七條第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものの又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種類(精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。)その他省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならない。

第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種類に及び、当該地域(当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を

含む二以上の保健所の所管区域若しくは当該都道府県の区域又はこれらの区域により難い場合には厚生大臣の定めるその他の区域をいう。このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、厚生大臣の定めるところによる。)における病院の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになると認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者
二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会
三 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の規定に基づき設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定に基づき設立された共済組合
五 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づき設立された共済組合
六 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定に基づき設立された共済組合
七 前五号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会
八 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会
九 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
十 国の委託を受けて健康保険法第二十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第

七十九条の施設として病院を開
設する者

2 前項の場合において、都道府県
知事は、当該地域における既存の
病床数及び当該申請に係る病床数
を算定するに当たつては、厚生大
臣の定めるところにより、病院の
機能及び性格を考慮して、必要な
補正を行なわなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定
により前条第一項又は第二項の許
可を与えない処分をしようとする
ときは、あらかじめ、医療機関整
備審議会の意見を聞かなければな
らない。

4 厚生大臣は、第一項の規定によ
る省令を定め、又は第一項及び第
二項の規定による定めをするに当
たつては、医療審議会の意見を聞
かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、
日本電信電話公社、労働福祉事業
団又は簡易保険郵便年金福祉事業
団は、病院を開設し、又はその開
設した病院につき病床数を増加さ
せ、若しくは病床の種別を変更し
ようとするときは、あらかじめ、
その計画に関し、厚生大臣に協議
(政令で特に定める場合は、通知)

をしなければならない。その計画
を変更しようとするときも、同様
とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算
して八箇月をこえない範囲内で政
令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条
の二の規定は、病院の開設又は病
床数の増加若しくは病床の種別の
変更に係るこの法律の施行前にな
された許可の申請については、適
用しない。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

環境衛生関係営業の運営の適正化
に関する法律の一部を改正する法
律案

第四十回国会において本院で継続
審査をした右の本院提出案を送付す
る。

昭和三十七年八月二十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

環境衛生関係営業の運営の適正
化に関する法律の一部を改正す
る法律

環境衛生関係営業の運営の適正化
に関する法律(昭和三十三年法律第
百六十四号)の一部を次のように改
正する。

目次中「第六十六条」を「第六十
五条の二」に改める。

第一条中「適正な衛生措置を講ず
ることが阻害され、又は阻害される
おそれがある場合」を「適正な衛
生措置を講ずることが阻害され若し
くは阻害されるおそれがあり、又は
営業の健全な経営が阻害され若しく
は阻害されるおそれがある場合」に
改める。

第八条第一項第一号中「又は阻
害されるおそれがある場合」を「若
しくは阻害されるおそれがあり、又
は組合員の営業の健全な経営が阻害
され若しくは阻害されるおそれがあ
る場合」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 厚生大臣は、第一項の認可の申
請があつたときは、二箇月以内に
同項の認可に関する処分をするよ
うに努めなければならない。

第五十六条中「第九条第二項、」を

「第九条第二項及び第三項、」に、

「第四十八条及び」を「第四十八
条並びに」に改め、「第九条第二項中

「前項」とあり、「の下に」同条第三
項中「第一項」とあり、を、「第五十
五条」と、「の下に」第九条第三項中
「同項」とあるのは「同条」と、を
加える。

第五十六条の二中「適正な衛生措
置の確保」の下に「又は当該営業の
経営の維持」を加える。

第五十七条第一項中「適正な衛生
措置の確保」の下に「又は当該営業
の経営の維持」を加え、同条に次の
一項を加える。

3 第一項の申出は、都道府県知事
を経由してするものとする。この
場合において、都道府県知事は、
意見を附して厚生大臣に送付しな
ければならない。

第五十八条第三項中「第五十六条
の二の規定による勧告」を「第五十
六条の二の規定による料金若しくは
販売価格に係る勧告」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加え
る。

(営業停止命令)

第六十二条の二 厚生大臣は、営業
者が第五十七条第一項の規定によ
る命令に違反したときは、二箇月
以内の期間を定めて、その営業の

全部又は一部の停止を命ずること
ができる。

第六十四条第二項中「又は第五十
七条第一項の規定による命令」を削
り、「これらの規定を」同条に改め
る。

第七章中第六十六条の前に次の一
条を加える。

第六十五条の二 第六十二条の二の
規定による命令に違反した者は、
二十万円以下の罰金に処する。

第六十九条中「業務に関し、」の
下に「第六十五条の二、」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 ただいま議題となりまし
た三法案について、社会労働委員会に
おける審議の経過と結果を報告いたし
ます。

まず、栄養士法等の一部を改正する
法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、前国会に当委員
会から提出し、本院において可決せら
れたとおりであります。

委員会においては、質疑討論を省略

昭和三十七年九月二日 参議院會議録第十号 榮養士法等の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件 老人福祉法制定に関する諸願外九十件の諸願

二六四

し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公的性格の病院の開設等を規制して、その地域的偏在を防止せんとするものであります。

委員会においては、慎重審議の結果、本法律案は、原案のとおり多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の附帯決議を行ないました。

一、第七条の二第二項によつて都道府県知事が必要な補正を行なう場合は特に申請者の意志を考慮すべきである。

二、厚生大臣は、医療機関整備審議会委員の選任については医療を受ける側を代表する者を加えるよう都道府県知事を指導すべきである。

三、厚生大臣は、利用が専らその組合員及び家族に限定された医療機関についてはその特殊性にかんがみ特別の考慮を払うべきである。

四、第七条の二第五項の規定による協議をうけた際、厚生大臣は申請者の意志を尊重して誠意をもつてこれに当るべきである。

次に、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、適正化規程等の認可要件の是正、業務改善等の規定を設けるとするものであります。

委員会において慎重に審議を行ない、特に、農林水産委員会とは連合審査会を開きました。討論採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の附帯決議を行ないました。

厚生大臣は、食肉販売業に関し将来本法を適用する場合、或はその販売価格について制限を行なわんとする場合、生産、卸、小売の各段階の意志の疎通をはかるよう農林大臣と密接な連絡の下に協議指導するものとする。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、榮養士法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 次に、医療法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 次に、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 次に、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、社会労働委員長報告にかかると。

老人福祉法制定に関する諸願外九十件の諸願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。

老人福祉法制定に関する諸願(一五件)

国民年金事務費増額に関する諸願
清掃事業施設の用地費国庫補助増額等に関する諸願
医療保障制度の一元化等に関する諸願
戦没者の妻等に特別加給金支給に関する諸願(二二件)
失業対策事業打ち切り反対等に関する諸願(二四件)
人命尊重に関する諸願(三件)
じん肺法及び関連諸法の改正に関する諸願(三二件)
離島の無医村対策等に関する諸願
業務外外傷性せき髄損傷患者援護に関する諸願

農山漁村の幼児保育に関する諸願(七件)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する諸願
公衆浴場法の一部改正に関する諸願(二件)

失業対策制度の改善に関する諸願
成人病対策強化に関する諸願
精神病後援施設設置に関する諸願

国民健康保険直営診療施設運営費補助増額に関する諸願
戦傷病者のための単独法制定に関する諸願(二二件)

準軍国遺族の処遇改善に関する諸願
小児マヒ対策促進等に関する諸願
動員学徒犠牲者援護に関する諸願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 ただいま議題となりました九十一件の諸願は、いずれも願意を当と認め、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸議は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よってこれらの諸議は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

これにて散会いたします。

午後九時十三分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君
議員

洪谷 邦彦君 長谷川 仁君
林 塩君 鬼木 勝利君
石田 次男君 野知 浩之君
國木 登君 大竹平八郎君
鈴木 一弘君 中尾 辰義君
森部 隆輔君 青田源太郎君
赤間 文三君 加賀山之雄君
北條 尚八君 増原 恵吉君
鈴木 恭一君 堀本 宜実君
奥むめお君 柏原 ヤス君
上原 正吉君 古池 信三君
松平 勇雄君 最上 英子君
市川 房枝君 小林 篤一君

小平 芳平君 岡崎 真一君
三木興吉郎君 佐藤 尚武君
木暮武太夫君 笹森 順造君
中上川アキ君 森田 タマ君
二木 謙吾君 山崎 齊君
丸茂 重貞君 源田 実君
栗原 祐幸君 久保 勘一君
川野 三勝君 天竺 良吉君
石谷 憲男君 井川 伊平君
鹿島 俊雄君 村上 春蔵君
仲原 善一君 中野 文門君
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君
西田 信一君 鍋島 直紹君
山下 春江君 武藤 常介君
館 哲二君 佐藤 芳男君
青柳 秀夫君 平島 敏夫君
田中 茂穂君 藤野 繁雄君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
紅露 みつ君 木内 四郎君
杉原 荒太君 小沢久太郎君
寺尾 豊君 植竹 春彦君
黒川 武雄君 井野 碩哉君
日高 廣為君 大谷 賛雄君
上林 忠次君 田中 啓一君
野上 進君 温水 三郎君
岸田 幸雄君 谷村 貞治君
山本 杉君 川上 為治君
米田 正文君 谷口 慶吉君
徳永 正利君 北畠 教真君

金丸 富夫君 前田佳都男君
松野 孝一君 柴田 栄君
大谷藤之助君 江藤 智君
稲浦 鹿蔵君 石井 桂君
吉江 勝保君 堀見 俊二君
井上 清一君 岡村文四郎君
加藤 武徳君 細木 亨弘君
高野 一夫君 吉武 恵市君
高橋 衛君 草葉 隆圓君
石原幹市郎君 小柳 牧衛君
小山邦太郎君 林屋亀次郎君
郡 祐一君 安井 謙君
高橋進太郎君 木村篤太郎君
迫水 久常君 野本 品吉君
矢山 有作君 柳岡 秋夫君
村山 道雄君 鳥島徳次郎君
瀬谷 英行君 稲葉 誠一君
渡辺 勘吉君 櫻井 志郎君
林 虎雄君 大森 創造君
豊瀬 慎一君 鶴岡 哲夫君
佐野 廣君 後藤 義隆君
林田 正治君 山本伊三郎君
武内 五郎君 柴谷 要君
横山 フク君 前田 久吉君
白井 勇君 占部 秀男君
鈴木 壽君 光村 甚助君
大河原一次君 村松 久義君
宮澤 喜一君 大和 与一君
大倉 精一君 戸叶 武君

椿 繁夫君 米田 勲君
斎藤 昇君 下村 定君
湯澤三千男君 田中 一君
藤原 道子君 木村禧八郎君
永岡 光治君 松澤 兼人君
阿具根 登君 岩間 正男君
須藤 五郎君 鈴木 市蔵君
小林 武君 松本 賢一君
佐野 芳雄君 高山 恒雄君
中村 順造君 安田 敏雄君
永末 英一君 北村 暢君
横川 正市君 鈴木 強君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
田上 松衛君 伊藤 顕道君
秋山 長造君 久保 等君
藤田 進君 加瀬 完君
田畑 金光君 岡 三郎君
成瀬 幡治君 中田 吉雄君
小酒井義男君 中村 正雄君
村尾 重雄君 千葉 信君
近藤 信一君 加藤シヅエ君
松本治一郎君 吉田 法晴君
羽生 三七君 曾祢 益君

國務大臣
厚生大臣 西村 英一君
郵政大臣 手島 栄君
國務大臣 宮澤 喜一君
政府委員
内閣官房長官 黒金 泰美君

總理府總務長官 徳安 實藏君
法務政務次官 野本 品吉君
大蔵政務次官 竹内 俊吉君
文部政務次官 田中 啓一君
農林政務次官 大谷 賛雄君
通商産業 上林 忠次君
政務次官
運輸政務次官 大石 武一君
郵政大臣官房長 武田 功君
労働大臣官房長 松永 正男君

昭和三十七年九月二日 参議院会議録第十号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)

發行所
東京都新宿区市谷本村町三番地
大蔵省印刷局官報課
電話東京三三三(代)